

WELFARE INFORMATION GIFU

# 福祉だより ぎふ

## 第2回 市町村社協常務理事・事務局長会議を開催

2月27日(木)、県福祉・農業会館(岐阜市)において標記会議を開催し、市町村社協常務理事・事務局長43名が出席。会議では、令和7年度の本会事業の概要説明と県内社協の実践発表、組織マネジメントに関する講演を行いました。



白川町社協と特養の合併による成果を発表する福田事務局長。職員研修の充実や事業の効率化が進み、組織の運営力が向上したことを報告。合併を通じた新たな地域福祉の可能性に、多くの参加者が刺激を受けました。

龍谷大学社会学部の山口特任教授による組織マネジメントに関する講演。仕事の範囲を少しだけ広げることの大切さや、目標と目的を意識した組織運営の視点についても具体的に解説。社協職員の主体性を引き出すマネジメントのあり方について理解を深めました。



## CONTENTS

2025  
**3**  
No.745



- 岐阜県生活支援・相談センター  
コロナ特例貸付の借受人に対するアウトリーチ支援事業 … P 2
- 主事がゆく 第2回  
誰もが自分らしい生き方や働き方ができるように …… P 4
- 福祉DVD貸出のご案内 …… P 5
- 岐阜県運営適正化委員会の役割と活動紹介 …… P 6
- 『福祉ガイド～高齢福祉、障がい福祉について考えよう～』のご案内 … P 7
- 「岐阜福祉の杜オンライン」おすすめ商品紹介 …… P 7
- 寄贈お礼・お知らせ …… P 8

## 岐阜県生活支援・相談センター

# コロナ特例貸付の借受人に対する アウトリーチ支援事業

～令和6年度中間報告と、今後の支援方針について～

コロナ特例貸付では、コロナ禍において生活に困窮される人々への迅速な貸付を優先させるを得ず、生活福祉資金本来の対象世帯の経済的自立や生活意欲の促進等を目的に行う、生活相談の丁寧な実施が困難な状況でした。

そこで「岐阜県生活支援・相談センター」では、令和5年度から『コロナ特例貸付の借受人に対するアウトリーチ支援事業』（以下、特例アウトリーチ支援）を開始しました。令和5年度は特例貸付の再貸付の利用者を対象とし、今年度は、特例アウトリーチ支援2ステップ目として「**特例貸付の緊急小口資金の償還免除者**」を対象者として実施しています。

今回は、特例アウトリーチ支援を意義ある取り組みするための計画と準備、具体的な実施方法、事業継続における課題と今後の支援方針についてお伝えします。

### 岐阜県生活支援・相談センターとは？

当会では、平成27年4月より、岐阜県から岐阜県内の町村圏域の自立相談支援事業を受託し、県内4か所に支所（岐阜、西濃、揖斐、中濃・飛騨）を設置し、家族やコミュニティの低下による社会的孤立等の課題を抱える方々に対する相談支援を、町村社会福祉協議会（以下、町村社協）や関係機関と連携協働しながら実施しています。

### 意義ある取り組みにするための計画と準備

#### ① 県社協貸付担当との協議

特例アウトリーチ支援を実施するにあたり、県社協貸付担当（以下、貸付担当）と協議をし、対象者の範囲や具体的な取り組み方法について検討を重ねました。

その結果、県内町村圏域の担当である「生活支援・相談センター」と、県内全域を対応範囲とする貸付

担当において、独自のフォローアップを実施することを決定しました。お互いに別々の支援ではありませんが、対象者を補完し合い、相互に実施計画や取り組み内容を共有し、当会全体として意識統一を図っていくことを取り決めました。

また、貸付担当との合同勉強会の実施により、「岐阜県生活支援・相談センター」の支援員が償還制度に関する知識を習得することができ、円滑な相談支援に向けた組織機能の向上につながりました。

#### ② 町村社協への事前説明会

地域の最も身近な相談機関である町村社協との連携は、継続的な相談支援にとって不可欠なものです。初めに、事前説明会開催に向けて町村社協を訪問のうえ事業の目的やスケジュール等基本事項を共有し、町村社協の意見や提案を確認しました。

そして、全町村社協の担当者に参集いただき具体的な取り組み内容等を共有することで、町村社協とともに取り組む意義と重要性についてあらためて認識する機会となりました。

### 特例アウトリーチ

#### 支援開始

特例アウトリーチ支援の具体的な実施方法についてご紹介します。

今年度は、対象者の生活状況を町村社協と詳細に共有するために、アンケートを実施した点が特徴です。

#### ① 支援の目標

私たちは、昨年度も特例アウトリーチ支援を実施し、これが私たちにとっての、初めてのプッシュ型支援でした。今までは、住民からまたは町村社協や役場を通して各支所に相談が入ってくるという状況でした。しかし、昨年度の特例アウトリーチ支援での気づきが、私たちの意識に変化をもたらしました。

助けを求めたくても相談先が分からない、自分自身の人生を諦めてしまっている等の様々な理由により、自らの意思で相談できるのはほんの一部の方であることを目の当たりにしました。

そこで、私たちは次のような目標を掲げました。

【想定される状況】  
生活に困窮している状態であっても、自らSOSの声をあげることの難しさから、その潜在化が懸念される。

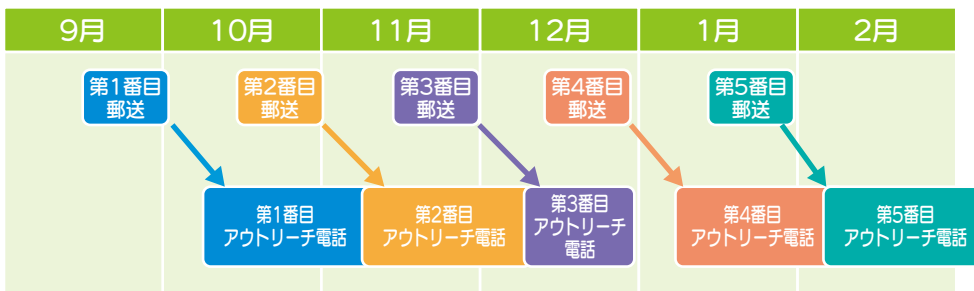
【目標】  
特例アウトリーチ支援により、対象世帯とあらためてつながりを持ち、出されているサインを見逃さず、また出せないサインに気づき、孤立しがちな世帯を見逃さない。

#### ② 具体的な取り組み方法

##### ① 対象者

「特例貸付の緊急小口資金の償還免除者 約500名超」  
償還免除の主な理由は非課税であ

図表1 アンケートとアウトリーチ電話 分割実施のスケジュール



- ・月末にアンケートを郵送、翌月アウトリーチ電話を実施
- ・日本語、英語、ポルトガル語、タガログ語で対応
- ・返信方法は、郵送（返信用切手封筒付き）、二次元コード、電話の3パターンを想定して用意

り、継続して生活に困窮している状況が伺えます。

**②実施期間**  
「令和6年10月～令和7年9月」  
一人ひとりへの丁寧な対応を目標に、年度をまたぐ1年間という長期事業の設計をしました。

図表2  
生活状況アンケートと  
アウトリーチ電話の状況  
令和7年1月末時点

発送数	255
返信数 (郵送)	51
返信数 (二次元コード)	26
返信率	30.2%
電話がつながった 対象者数	193

**④アウトリーチ電話の実施**  
アウトリーチ電話は、アンケートの返信の有無にかかわらず実施しています。「生活状況アンケート」は、アウトリーチ電話のたいへん重要なきっかけとなり、対象者も私たちもお互いに安心して話ができるツールとなりました。

**③アンケートの実施**  
アウトリーチ電話の前に「生活状況アンケート」を作成し郵送しました。町村圏域約500名超の対象者に対し、1か月毎に分割して郵送します。

「生活状況アンケート」の項目

- ・健康状態
- ・生活状況  
(就労中、仕事を探している、失業手当受給中等)
- ・社協に相談したい内容  
(病気や健康のこと、住まいのこと、収入や生活費のこと等)
- ・その他、聞いてみたいこと(記述式)
- ・支援員から電話を差し上げる場合の希望時間帯

- ・町社協と当会にメールが届く。「このままでは死にたい。」
- ・町社協担当者や当会支援員とで面談を実施。
- ・町社協と当会にメールが届く。「このままでは死にたい。」
- ・町社協担当者や当会支援員とで面談を実施。

- ・本人とつながるまでの経過
- ・アンケートを郵送したが返信はなく、アウトリーチ電話を実施。現在使用されていない、とのアナウンスが流れる。
- ・二日後にアンケートが返信され、「住まい」「家賃・ローン」等複数の項目にチェックがあり、新しい電話番号も記載されているも、電話するがつかない状況が続く。
- ・数日後、当会ホームページのお問い合わせフォームを通して本人からメールが届く。メールでのやり取り希望。メール送信するも返信がない状況が続く。
- ・自宅訪問をして、「岐阜県生活支援・相談センター」のチラシをポストインする。
- ・町社協と当会にメールが届く。「このままでは死にたい。」
- ・町社協担当者や当会支援員とで面談を実施。

「生活状況アンケート」は、今までつながることが困難であった方との関係構築において、重要な役割を果たしています。それでは、1つのケースをご紹介します。

アンケートをきっかけに  
つながったケース

また、「生活状況アンケート」の返信内容や、アウトリーチ電話での確認内容は「電話内容共有シート」を作成し、町村社協と共有しています。

事業継続における課題と  
今後の支援方針

面談時、次のような言葉をいただくことがあります。

「アンケートが送られてきたから、相談しようと思った。相談していいんだと思った。」

プッシュ型支援の効果と同時に、相談したくても自らの意思で行動することが困難な潜在化層の存在が浮き彫りになりました。

上記ケースは、過去に亡き母親とのつながりがあったものの、本人とは特例貸付以降具体的な接点を持つことが叶わなかったケースです。何らかの特性が疑われ、これまでの人生で悲しい経験をされ、様々な機関とのつながりを一切拒否されてきました。

人が生活に窮する事態になる背景は、誰一人として同じではありません。私たちは、この背景を十分に理解したうえで本人との関係を育み対応すべきことを、これからも常に心に留め置きながら実践してまいります。

長期間に及ぶ事業運営には、町村社協等の関係機関や貸付担当との連携協働は欠かすことのできないものです。岐阜県生活支援・相談センターは、関係機関とともに、対象者の声を聞き逃さない取り組みを今後も継続してまいります。

岐阜県生活支援・相談センター  
TEL 058-2787050

主事がゆく  
第2回

# 誰もが自分らしい生き方や働き方ができるように

## 障がい者就労支援事業所の取り組み



本会では、「セルプ支援センター」を運営し、セルプ製品の販売機会の確保や製品開発の支援等を通じて、障がい者の工賃向上等に努めております。

現在、県内には約550か所の障がい者就労事業所があり、パソコン作業、食品製造、清掃作業など事業所毎に様々な事業に取り組みられています。

今回、2か所の障がい者就労事業所を訪れ、活動内容や支援者の思いについてお話を伺いました。

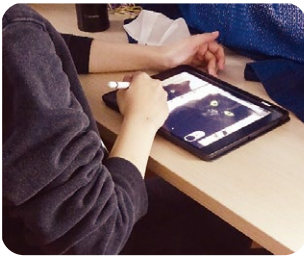
### 就労継続支援B型事業所

#### シヤンツエ



シヤンツエでは、令和3年11月から保護猫の飼育と譲渡活動を目的とした「保護猫カフェ」の運営と猫グッズの制作を行っています。

福祉事業所として保護猫活動を展開するのは県内初の取り組みであり、NPO法人「人と動物の共生セ



▲譲渡が決まった記念に利用者が作成したイラストデータや猫じゃらしを譲渡先へプレゼントすることもあります



▲猫たちが快適に過ごせるよう心を込めてカフェ空間の清掃作業をする利用者

ンター」から保護猫活動を受託し、活動を行っています。

事業所名「シヤンツエ」はドイツ語で「ジャンプ台」を意味し、精神・発達障がいのある利用者が福祉的就労から一般就労へとステップアップすることを表現しています。利用者のAさんは、「気分が落ち込み、引きこもっていた時に、B型事業所で保護猫活動を行うことを知り、外へ出るきっかけになった。」

### 就労継続支援B型事業所

#### そらまめ



と語ります。代表理事の後藤さんは、「保護猫活動を通じて、利用者が誰かの役に立ち、社会の一員であるという実感が持てる場を提供していきたい。」と話されました。

えた方のちよっとした居場所として、カフェの開設も計画している。障がいがあってもなくても、人として変わらないと、多くの人に知ってもらいたい。」と話されました。

そらまめは、薬物やアルコールなどの依存症に苦しむ方の支援を行う「岐阜ダルク」が令和5年10月に立ち上げました。依存症に限らず、生きづらさを抱えている方、一般企業での就労に不安な方も利用可能です。自然農法による野菜作りや、その野菜を使ったお弁当の販売等を行っています。

利用者のBさんは、「薬物でこれまで体に意地悪をしてきたため、体に優しい方法で大切に育てている野菜を多くの人に食べてもらいたい。」と語ります。



▲利用者が協力しながら取り組む宅配弁当作り

利用者のBさんは、「薬物でこれまで体に意地悪をしてきたため、体に優しい方法で大切に育てている野菜を多くの人に食べてもらいたい。」と語ります。

施設長の遠山さんは、「今後、依存症の方だけでなく生きづらさを抱



▲「そらまめ」の由来は、空に向かって伸びるさやのように、利用者や職員が前向きに歩む姿を重ねたもの

### 取材を終えて

障がい者就労支援事業所では、障がいのある方々がその人らしい「生き方」や「働き方」が選択できるような支援することにも、誰もが社会の一員であると感じることができる環境づくりに尽力しています。

本会でも、セルプ支援センターによる活動に加え、福祉人材総合支援センターや地域福祉等の部署において、引き続き障がい理解の啓発に努めてまいります。

(取材担当 安田山田小寺)

# 福祉DVD貸出のご案内

岐阜県社会福祉協議会では、岐阜県内の福祉施設、学校等へ、福祉教育、職員研修、スキルアップ等に役立てていただくため、福祉に関するDVD（令和7年2月現在265作品）を無償で貸出しています。  
（郵送の場合は、送料のみご負担いただきます）貸出期間は原則2週間までです。

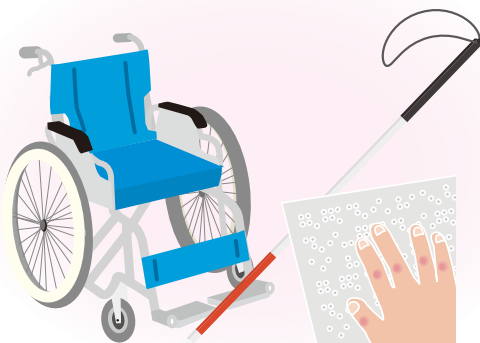
## 今年度追加したDVD

貸出No.	作品名/内容	時間(分)
679	<b>交わす言葉 通う心 障害のある人と共に生きる</b> <span style="float:right">2024年制作</span>	23
	社会には、障害のある人が不便を感じる場面がまだまだ存在します。ですがそれは障害がハンデではなく、社会の側にバリアがあるのです。本作では障害を持つ3人の当事者にお話を聞き、障害のあるなしに関係なく、誰もが平等に・自分らしく生きる社会のために大切なことを考えます。	
680	<b>全国共通 災害関連死とは何か？～命を守るための知識・予防との対策～</b> <span style="float:right">2024年制作</span>	29
	災害関連死とは、地震や津波による直接的な死を免れたにも関わらず、その後の生活で命を落としてしまうことを指します。熊本地震では災害関連死が相次ぎ、県内で直接死の4倍以上にあたる220人が亡くなっています。日本はその地形や位置の関係から、災害が発生しやすい国です。台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山など、その種類も多岐に渡ります。そんな世界でも有数の災害大国「日本」に住む私たちにとって、この「災害関連死」はとても身近なリスクです。災害関連死を引き起こす主な要因として、物資の不足、心理的ストレス、疲労や過労、不衛生な環境、エコノミークラス症候群～など多岐にわたります。このDVDでは、災害関連死とは何か、どのようなリスクがあるのか、なぜ起きるのか、どのように予防すれば良いのか、などを具体的に紹介していきます。	
681	<b>「ヤングケアラー」とは何か 子供を支えるために、今できること</b> <span style="float:right">2022年制作</span>	23
	いま身近な環境で何が起きているのか？ 自分の周りの子どもたちにもいるかもしれない「ヤングケアラー」、まずは認知をすることから始めましょう。「ヤングケアラー」ってなに？実はいま日本で社会問題化している子どもたちをとりまく環境… ◎少子高齢化の現代で大きな問題となっているのが「ヤングケアラー」と呼ばれる、子どもたちの増加。 ◎本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指し、そんな子どもたちは年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など、「子どもとしての時間」を失い、家事や家族の世話をしている。 ◎2021年に厚生労働省が文部科学省と連携し調査をした結果、「ヤングケアラー」は、中学生で5.7%、全日制高校生で4.1%、定時制高校生で8.5%、通信制高校生で11.0%も存在している事が判明。子どもが子どもらしく生きていくために、社会全体で支援する体制が必要とされています。 ◎本DVDでは、 ・「ヤングケアラー」の要因はなにか ・身近に「ヤングケアラー」を発見したらどう支援すれば良いのか ・支援制度にはどのようなものがあるか ～などを紹介しています。 「ヤングケアラー」を学び、子どもたちがのびのびと暮らしていける社会づくりを考えます。	

## 備品の貸出もしています！

車いすと白杖の貸出数が昨年と異なりますので、ご注意ください。

備品貸出は、団体（社協、NPO、福祉施設、学校等）が対象です。  
福祉DVDと同様に、体験学習等にご利用ください。貸出期間は原則1週間までです。



- ◆ 車いす ..... 9台
- ◆ 高齢者疑似体験セット
  - Mサイズ ..... 10セット
  - Sサイズ ..... 6セット
- ◆ 歩行補助体験 アルミ軽量ステッキ … 14本
- ◆ 点字版 ..... 40セット
- ◆ 白杖 ..... 37本
- ◆ 視力障がい体験ボード ..... 2セット
- ◆ 視覚障がい体験プレートセット ..... 1セット

貸出を希望される方（団体）は、まずお電話でお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 岐阜県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動支援センター TEL 058-274-2940

# 岐阜県運営適正化委員会の役割と活動紹介

～福祉サービスの質の向上を目指して～

## 運営適正化委員会設置の背景

平成12年の社会福祉法改正により社会福祉制度が従来の「措置制度」から「契約制度」へ大きく転換し、利用者とサービス提供事業者は法的にも対等な関係であることが位置づけられ、それを実効性あるものとするために利用者を保護するための仕組みが制度化されました。

その一つとして苦情解決の仕組みが導入され、事業者における苦情解決体制の整備が求められました。さらに、事業者段階での解決が困難な事例に対応するため、社会福祉法第83条の規定により、都道府県社協に運営適正化委員会が設置されました。

## 役割と合議体の活動紹介

岐阜県運営適正化委員会(以下、委員会)の役割は、「福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保」と「福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決」の二つです。

委員会は福祉、法律、医療に関する学識経験者12名で構成され、運営監視と苦情解決の二つの合議体があります。

### 1 運営監視合議体の活動

福祉サービス利用援助事業を実施する市町村社協を対象として、合議体委員、委員会事務局、県社協の事業担当者が訪問することにより現地調査します。事前に提出された調査票や利用者支援にかかる通帳・印鑑の受取記録簿、ケース記録等の書類確認と聞き取りにより適正に実施されていることを確認します。

調査後に開催する合議体において調査結果を共有し、改善を必要とする事項については、県社協あて文書により通知します。

### 2 苦情解決合議体の活動

福祉サービス利用に関する苦情は、利用者と事業者の話し合いにより解決することを基本としますが、様々な事情等により、委員会へ申出されるケースも少なくありません。

委員会事務局担当者が福祉サービス利用者本人またはその家族からの苦情や相談を受け、申出人の意向にそって、関係機関の紹介をはじめ当該事業所への伝達や事情調査を行うことにより苦情の解決を図っています。

本年度は、令和7年1月末現在、100件(苦情68件、相談32件)の対応実績があります。苦情案件について、申出人は本人と家族の割合が4:6であり、利用サービスは障害分野が最も多く、具体的には就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助の順に多くなっています。苦情の内容は「職員の接遇」が74%を占めています。

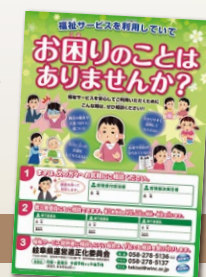
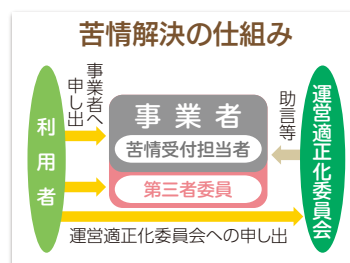
苦情解決合議体を2か月ごとに開催し、苦情の内容及び対応について報告共有しています。

### 3 福祉サービス苦情解決研修会

施設・事業所の職員、苦情解決受付担当者・責任者、第三者委員を対象に研修会を実施しています。本年度は「カスタマーハラスメント対策」をテーマに開催し、研修会終了後に動画を一定期間アーカイブ配信しました。受講者からは「暴言や不当な要求に対しては組織的に対応し職員を守ることの必要性を理解できた」「アーカイブ配信は参加できなかった職員の伝達研修に活用したい」との声をいただきました。

### 4 広報・啓発活動

委員会では事業所の苦情解決体制を周知するためのポスターを作成し、苦情受付担当者、苦情受付責任者、第三者委員の氏名を記入し事業所内に掲示いただくようお願いしています。



# 福祉ガイド ~高齢福祉、障がい福祉について考えよう~のご案内

岐阜県福祉人材総合支援センターでは、福祉・介護の仕事への関心を深めることを目的に、『福祉ガイド』を作成しています。本書は入門的な内容となっており、県内中学校を中心に、幅広く活用いただいていますので、福祉教育や福祉・介護講座などでぜひご活用ください。



ともに自立支援を促し、長く住み慣れた地域で暮らしていただける社会の実現のために必要なことについて学んでいただけるよう、「高齢福祉」「障がい福祉」について紹介しています。

ガイドブックのダウンロードはこちらから



← センターポータルサイトからダウンロードして閲覧することができます。  
<https://www.fukushijinzei.jp/school/#guidebook>

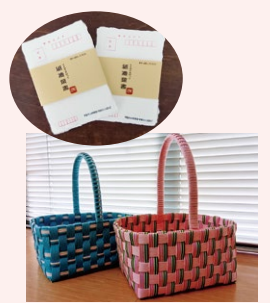
お問い合わせ先 岐阜県福祉人材総合支援センター TEL:058-276-2510



## おすすめ商品紹介

紙すき色紙 3枚入り  
販売価格 550円  
(税込・送料込)

牛乳パックを再生した紙すきの色紙です。一枚一枚、心を込めて作っています。



紙すきはがき (5枚入) クラフトかごも販売しています!!

### 事業所紹介



### 心いっぱい、てづくりのお店。

この事業所でしかできないこと、そして地域との結び付きを重視した活動を心掛けています。事業所のオリジナルマークと事業所のスローガンとして「心いっぱい、てづくり」を作り、事業所の活動を広く知っていただくとともに、通所者の気持ち、職員の気持ちをこのスローガンにこめて活動しています。

障がい者の生きがいと自立を目指して、ひとつばたごの花のような真っ白な心の花を咲かせるように、作業だけでなくレクリエーションや地域との交流に取り組んでいます。

明智ひとつばたご

恵那市明智町407-1 TEL:0573-55-3015 FAX:0573-55-3016

岐阜福祉の杜オンラインショップ



URL入力の場合は <https://gifu-fukushinomori.com>



「岐阜福祉の杜オンライン」内に外注委託業務紹介ページを開設しました!!

<https://gifu-fukushinomori.com/bpo/list>

お仕事の依頼はこちらから

## ありがとうございました！

### 関信用金庫様より寄贈

去る1月30日、関信用金庫（不破光洋職員互助会会長様）様より使用済み切手を寄贈いただきました。寄贈品はボランティア活動の振興に有効に活用させていただきます。



▲関信用金庫 不破職員互助会会長様(写真左)から使用済み切手を受け取る県社協 村田常務理事

### 公益社団法人生命保険 ファイナンシャルアドバイザー協会 岐阜県協会様より寄附

公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会岐阜県協会様より、10万円の寄附をいただき、1月31日に本会より感謝状を贈呈いたしました。寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業に有効に使わせていただきます。



▲写真左から公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会岐阜県協会 榎本会長、県社協 村田常務理事 =みんなの森 ぎふメディアコスモス

### 生命保険協会岐阜県協会様より福祉巡回車及び子ども支援寄附金を寄贈

去る2月5日、岐阜県福祉・農業会館にて福祉巡回車及び子ども食堂支援寄附金にかかる寄贈式が行われ、本会を通じ、生命保険協会岐阜県協会（清水克浩会長）様から、海津市社協（森廣美会長）へ福祉巡回車1台が寄贈されました。また、本会へ子ども食堂支援寄附金の寄贈がありました。

同協会では、社会貢献活動の一環として、県下の生命保険会社職員からの募金をもとに、地域福祉活動促進のため、県内の市町村社協へ福祉巡回車の寄贈を行われており、今年度で32回目を迎え、累計85台となっております。

子ども食堂支援寄附金については、昨年度に続き本会へ寄贈されました。県内の子ども食堂支援に有効に活用させていただきます。



当寄贈式にてテープカットを行う(写真左から)海津市社協 森会長、生命保険協会岐阜県協会 清水会長、県社協 水野事務局長=岐阜県福祉・農業会館▲

## 賛助会員を募集しています

本会では、「誰もが 支え合い つながり続ける 地域共生社会」の実現に向け、関係機関・団体と連携を図りながら事業を推進するほか、貧困、社会的孤立など福祉課題への対応や福祉分野の人材確保・育成の充実に向けた取組など新たな課題に対応した事業を展開しております。

賛助会員の皆さまのご協力をいただき、県内の地域福祉を一層充実していきたいと考えています。本会の趣旨にご賛同いただき、会員としてご支援、ご協力をくださいますようお願い申し上げます。

- 会 費(毎年度) 1口 5,000円
  - 特別賛助会員 5口以上賛助した個人または団体
  - 普通賛助会員 1口以上5口未満を賛助した個人または団体
- 賛助会員になるには 総務企画部 ☎058-201-1545 までお問い合わせください

### 賛助会員さまのご紹介

(順不同・敬称略)

#### 特別賛助会員

- ・岐阜信用金庫
- ・株式会社岐阜オフィス
- ・アンシンク株式会社

#### 普通賛助会員

- ・郡上福祉協力会
- ・岐阜県商工会議所連合会
- ・岐阜県商工会連合会

- ・岐阜県中小企業団体中央会
- ・小規模多機能型居宅介護 和の郷
- ・ニホン美術印刷株式会社
- ・株式会社コムラ
- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・東洋羽毛東海販売株式会社

※令和7年1月末時点でお振込みいただいた賛助会員さまを掲載しています。

\*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1

TEL(058)201-1545 FAX(058)275-4858 ホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行